

真庭市農業機械及びスマート農業機械等整備支援事業補助金

真庭市では、農業生産の向上及び農業経営の安定と効率化を図るため、農業機械及びスマート農業機械の整備に要する費用に対し、補助金を交付します。

【農業機械の導入】

補助対象者	補助率及び金額	補助対象となるもの
認定農業者 認定新規就農者 集落営農組織 農事組合法人	補助率：1/6以内 (上限額：80万円)	農業機械の導入経費

【スマート農業機械の導入】

補助対象者	補助率及び金額	補助対象となるもの
認定農業者 認定新規就農者	補助率：1/3以内 (上限額：100万円)	(1)農業用ドローン (2)リモコン草刈機 (3)トラクター (4)コンバイン (5)田植機 (6)農業用ドローン講習経費 など
集落営農組織 農事組合法人	補助率：1/2以内 (上限額：100万円)	※ スマート農業技術に対応したものに限り
共同購入 (1)集落営農組織 (2)農事組合法人 (3)事業計画 及び 集落協定の認定を受けた農業者等 (4)広域活動組織 及び 活動組織 ※(1)or(2)は申請に必須それぞれの主な活動範囲が違うこと	補助率：1/2以内 (上限額：200万円)	リモコン草刈機 など

【注意点】

- ・ その他の制度による補助を受けていないこと。
- ・ 購入予定価格が30万円以上(スマート農業機械は50万円以上・ドローン講習費用は除く。)
- ・ 作業計画に対して導入しようとする機械の性能が過大でないこと。
- ・ 補助金を受けた年度から起算して 3年間 は再申請できません。

【問い合わせ先】

真庭市役所産業観光部農業振興課
 TEL：0867-42-1031